

平成 21 年 7 月 1 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

施設関係書類の作成要領
(プラスチック製容器包装用)

施設関係の提出書類は下表のとおりです。以下内容に沿って施設毎に提出してください。

提出書類一覧

番号	提出書類
1.	製品の種類
2.	製品の規格と品質管理
3.	再生処理工程図とその説明文
4.	再生処理工程に沿った物質収支と処理量
5.	操業体制
6.	設備・機器配置図
7.	主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面
8.	原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理
9.	計量設備と計量管理
10.	廃水処理工程
11.	排ガス処理工程
12.	施設の配置図
13.	施設周辺図
14.	再生処理施設ガイドラインのチェックリスト
15.	指定可燃物貯蔵届書のコピー
16.	危険物に係る許認可証、届出書のコピー
17.	一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー
18.	建築確認済証又は通知書のコピー
19.	土地、建物の登記簿謄本および土地の公図のコピー

書類の提出が必要となる「事業者区分」「施設区分」は次頁のとおりです。区分の詳細に関しては、資料 2 (「事業者区分」と「施設区分」等について) を参照願います。

施設関係書類の提出区分

事業者区分	平成 21 年度登録事業者			新規登録申請事業者	
施設区分	平成 21 年度登録施設		新規登録申請施設		新規登録申請施設
H22申請能力増強 (様式2)	能力変更なし	能力増強有	能力増強有	—	—
	①	②	③	④	⑤
施設関係書類	×	△	○	○	○

○：全ての書類の提出が必要 △：提出該当書類について提出が必要 ×：提出不要

- (1) 平成 21 年度登録施設で、「能力変更なし」(①)に区分される施設は、施設関係書類の提出は不要です。
- (2) 平成 21 年度登録施設で、「能力増強有」(②)に区分される施設は、能力増強に伴い平成 21 年度登録申請書類から変更が生じる書類について、提出してください。
- (3) 新規登録申請施設に該当する施設は、全ての書類を提出してください。

1. 製品の種類

製造する全ての製品の種類について記載してください。

- イ) 材料リサイクルの場合 種類についての材質と形状は次表の例を参考にして記載してください。

製品の材質と形状

材質	形状
P S	インゴット、フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P E T	フレーク・フラフ
P E	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P P	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
P E・P P 混合	フレーク・フラフ、減容品・顆粒品、ペレット
混合樹脂	成形品

- ① インゴット： トレイ等の発泡P Sを熱溶解し固まりとして冷却した製品。
 ② フレーク： ボトル、カップ、トレイなどの厚みある成形品を破碎、洗浄等を行った製品。
 ③ フラフ： 袋などのフィルム状のものを破碎、洗浄等を行った製品。
 ④ 減容品： フレーク、フラフを熱で溶解した後、不定形の円筒様で冷却した製品。これを破碎（粉碎）した減容破碎品もふくむ。
 ⑤ 顆粒品： フレーク、フラフを摩擦熱などで溶解し、不定形で顆粒状の製品。
 ⑥ ペレット： 押出機により溶解したものを一定形状にカットした製品。ホットカットペレットとストランドペレットに分類。ホットカットペレットは押出機出口でカットし冷却した製品。ストランドペレットは押出機を出たひも状のものを水槽で冷却した後、カットした製品。

- ロ) 油化の場合 種類：日本工業標準調査会の標準仕様書（T S Z 0 0 2 5）に従い、炭化水素油の種類（1種、2種、3種）
 ハ) ガス化の場合 種類：化学原料用ガス、燃料用ガス
 ニ) 高炉還元剤の場合 種類：高炉で用いる還元剤
 ホ) コークス炉化学原料化の場合 種類：コークス炉で用いる原料炭の代替物
 ヘ) 固形燃料等の場合 種類：ボイラー用燃料、セメント焼成用燃料等

2. 製品の規格と品質管理

- (1) 製造する製品は次のような性状を持っていますので、これらの項目を参考にして管理項目に入れてください。

- イ) 材料リサイクルの場合

- ・ フレーク、フラフ、熱減容品、ペレットなどの場合は、この形状、不純物（水分、塩素分）及び主成分
- ・ 成形品の場合は、成形品の形状、寸法、1個あたりの重量、主な用途等。
（図面、または写真を添付してください）

- ロ) 油化の場合

- ・ 標準仕様書（T S Z 0 0 2 5）に従い、炭化水素油の種類（1種、2種、3種）、引火点、全塩素分、硫黄分、窒素分

ハ) ガス化の場合

- ・ ガスの組成（水素、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、窒素等のほか、販売先からの要求で品質管理上、濃度管理が必要な微量成分）、低位発熱量

ニ) 高炉還元剤、コークス炉化学原料化の場合

- ・ 形状、嵩密度、塩素分、水分等

ホ) 固形燃料等の場合

- ・ 形状、発熱量、塩素分、水分等

- (2) 自社の製品を製造する時の再生処理工程で実施する品質管理の管理項目（水分、塩素分、主成分等）、自社規格値、サンプリング方法（サンプリング場所、サンプリング量、サンプリング頻度）、品質管理のための分析計・測定機器の名称及び分析・測定方法について記載してください。
- (3) 引き取り先が要求する品質（引き取り品質規格書：引き取り同意書の付属書類）を満たす製品を製造する観点より品質管理方法を記載ください。
- (4) 次表の例を参考にして記載してください。記載内容は、自社または外部委託にて分析・測定を実施している内容です。

(記載例) 製品の品質管理

製品の種類と形状	PE・PP混合ペレット		
管理項目	水分	塩素分	主成分
自社規格値	2%以下	0.4%以下	93%以上
サンプリング場所	製品フレコンへの充填	製品フレコンへの充填	製品フレコンへの充填
サンプリング量	200g	200g	200g
サンプリング頻度	1日1回	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回
分析計・測定機器	△△社〇〇-◇型秤 秤量500gr、目量0.2gr		
分析・測定方法	ナイロンの網袋に入れ、初期の質量を測る。 107℃の恒温槽で乾燥し、一時間毎に質量の変化を測定する。一時間あたりの質量の減少が0.5%以下となるまで乾燥する。	測定方法はガイドラインに従う（違う場合は具体的に記入）	測定方法はガイドラインに従う（違う場合は具体的に記入）

3. 再生処理工程図とその説明文

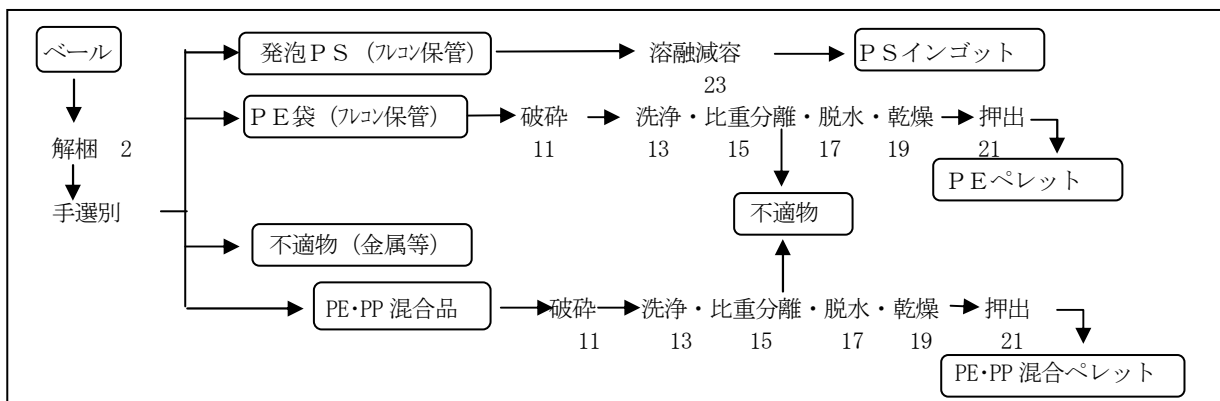
(1) 再生処理工程図

- ① 原料の投入（パールの解梱）から始まり、不適物の除去等を行い先に記載したすべての種類の製品の製造、出荷までの再生処理工程を構成する、機械類（破碎機、分離機、洗浄機、乾燥機、反応機、圧縮機等）、搬送用機器等と物質の流れを矢印線で記載してください。ガイドラインの必須設備には「必須設備」と記載してください。
- ② 本工程図に示す機器の番号と6. 設備・機器配置図、7. 主要設備・機器のリストの機器番号は統一してください。
- ③ 自社の他工場施設と組み合わせて、一つの再生処理工程を完結する場合には、それらの関係

を図示してください。

- ④ 他材料を投入する場合はどの工程で行なうかがわかるように図示してください。
- ⑤ 次の記載例を参考に記載してください。(年間処理量の図と一致していること)

【再生処理工程図の記載例】



選別工程でピックアップしない物質(例 PE・PP混合品)は上図のように明確に分かる位置にずらして下さい。

(2) 再生処理の工程についての説明文

次の記載例を参考にして工程が分かるように説明文を記載してください。なお以下の事項について該当する場合は必ず説明文に含めてください

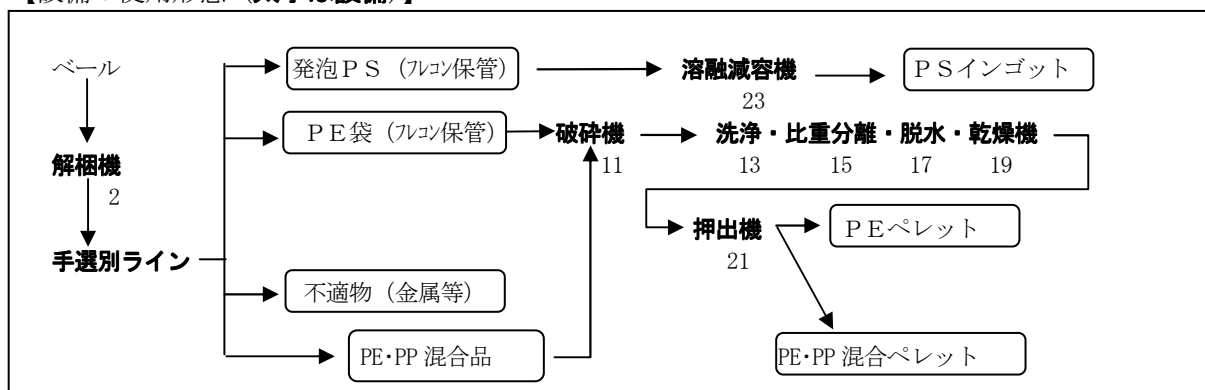
- イ) いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。
- ロ) 再生処理工程に投入される他の材料がある場合はその名称、投入目的、投入箇所、を記載してください。

【再生処理工程の説明文の記載例と必要事項】

(材料リサイクルの例)

- ・ 市町村より引き取ったベールを解梱(2)し、手選別コンベア上で人手により発泡PS(トレイ他)とPE袋(レジ袋等)を選別し、不適物(金属等)を除去する。残りの選別残は主たる再商品化製品の原料とする。
- ・ 発泡PSは一端フレコンに保管し、ある程度の量がまとまったら、溶融減容(23)してPSインゴットにする。
- ・ PE袋は一端フレコンに保管し、ある程度の量がまとまったら、破砕(11)・洗浄(13)・比重分離(15)・脱水(17)・乾燥(19)まで連続して処理し、溶融押出し(21)を行ないPEペレットにする。
- ・ 選別残はPEとPPの混合品なので破砕(11)・洗浄(13)・比重分離(15)・脱水(17)・乾燥(19)まで連続して処理して、溶融押出し(21)を行ないPE・PP混合ペレットにする。
- ・ なお、上記の処理にあたり、破砕機は1基、洗浄・比重分離・脱水・乾燥・ペレット化設備は連続した1系列であるので、PE袋と選別残のPE・PP混合品は同一の破砕機、洗浄等の設備を切り替えて使用する。切り替えにあたり設備は清掃する。
- ・ PE袋と選別残のPE・PP混合品の処理は同一の機器(破砕機、洗浄・比重分離・脱水・乾燥機、押出機)を切り替えて使用する

【設備の使用形態（太字は設備）】



(注) 説明文、図中の番号は機器リストの機器番号と同じにしてください。上図中の番号は、あくまで例示です。

(ケミカルリサイクル・固形燃料等について)

再生処理工程図は簡略化したブロックフロー図等添付して、下記の事項について説明文に含めて説明してください

- ① 原料受入、投入
 - ・ 原料（容器包装、他材料）の受入計量設備の設置場所（機器配置図、施設配置図等に明示する）、原料保管場所、引き取り量確認方法
 - ・ 原料の保管場所から投入箇所（機器名称等記載）への移動方法、投入量の計量方法
 - ・ 他材料を混合して使用する場合には、容器包装と他材料の投入管理方法（投入時間帯を別にするか、混合して投入するか等）
- ② 燃料、副原料等
 - ・ 再生処理工程に投入される燃料、副原料、製品製造工程で製品に添加される添加剤等がある場合は、燃料、副原料、添加剤等の名称、投入箇所、投入目的等
- ③ 機器の操業条件
 - ・ 減容固化器、脱塩素器、熱分解炉、ガス化炉等については、温度、圧力等の条件、ガス化の場合は、ガス化温度として代表させる温度の計測箇所
- ④ 減容固化物の搬送ラインの発火対策
- ⑤ 減容固化物等の仕掛品の次工程への投入量の計測方法
- ⑥ 製品の製造量の計測箇所、計測方法
- ⑦ 製品の出荷方法
- ⑧ 廃棄物の発生箇所、処分方法
- ⑨ 排水の排出箇所、廃水処理方法
- ⑩ 排ガスの発生箇所、排ガスの処理方法
- ⑪ いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。

4. 処理工程に沿った物質収支と処理量

(1) 処理工程に沿った年間処理量と物質収支及び主要機器の処理量

- 1) 材料リサイクル、油化、高炉還元剤製造、コークス炉化学原料化、固形燃料等の場合
- イ) 処理工程に沿った処理量

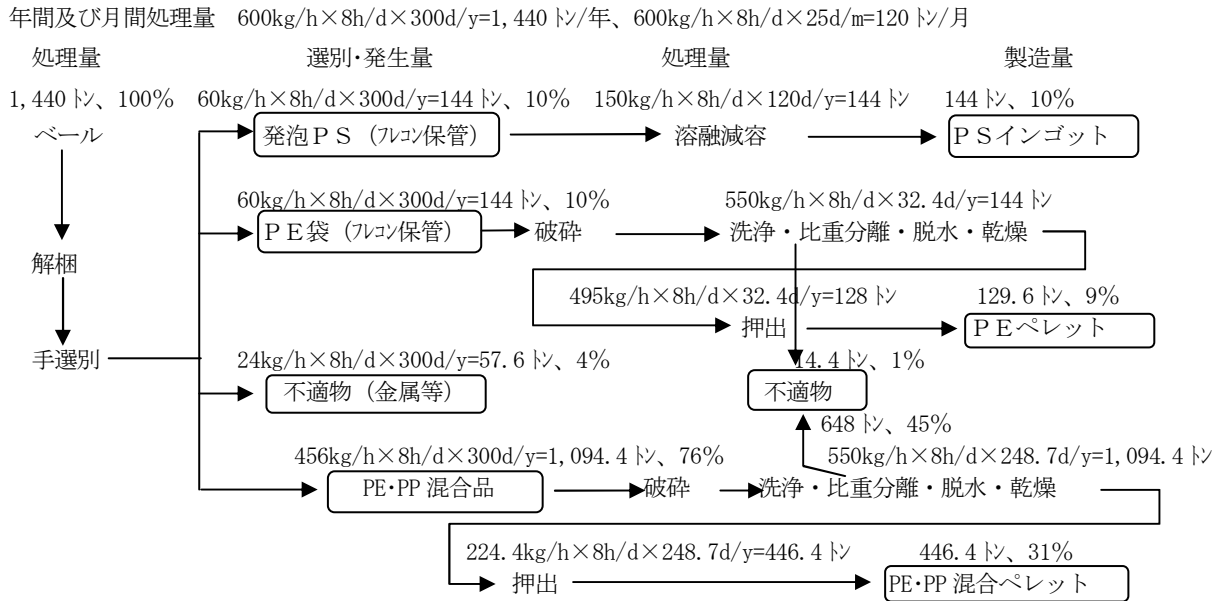
- ・ 市町村からの年間の受入量（予定量）（＝投入量）とその値を 100%とした場合の主な機器毎の時間当たりの処理量、製品の年間の製造量と廃棄物発生量等および製品収率を記載してください。合わせて、稼働時間（時間/日、日/年）を記載してください。
- ・ （記載例）時間あたりの処理量、一日の稼働時間、月当たりの稼働日数、製造量等の図（材料リサイクルの場合）を参考に記載してください。
- ・ この図で記載していただきたいことは以下の場合を想定しています。例えば、手選別後のいくつかの種類の仕事品を一つの機器（破碎機・比重選別機など）で切り替えて処理する場合、処理する仕事品により処理能力が異なる場合や、切替時間で処理時間が少なくなり時間あたりの処理能力が異なる場合があります。このような時には、実際の年間の処理能力を個々の処理能力の合算値、稼働時間、稼働日数、切替・停止時間等を記載して、実態の処理能力が判るように記入してください。
- ・ 他材料を容器包装材と同時に混合して使用する場合は別紙Bの書式に従って、他材料の区別（一廃、産廃の区別）、他材料を構成する主なプラスチック、選別不適物の割合、製品化収率、年間使用量（予定量）等を記載してください。

注1) 選別工程と分離工程で1日の稼働時間が異なる場合は、それぞれの稼働時間を記載してください。

注2) 選別した幾つかの仕事品を、同一設備（破碎機、比重分離設備等）を使用して処理する場合には、各仕事品の発生量に見合った処理量と稼働時間を記載してください。また、切替時間を明記してください。

注3) 想定している設備機器の保守・修理等の休止時間を記載してください。

【記載例】物質収支と処理量



注) ①1日の稼働時間は8時間。

②洗浄・比重分離・脱水・乾燥ラインはPE袋と選別残の処理時に切り替えて使用する。切替時間はPE袋→選別残のときは10分、選別残→PE袋の時は60分。上記稼働時間23.4日/月の他 月全体の切替時間は切替が36回/年(3回/月)で42時間/年=5.25日相当(3.5時間/月=0.44日/月相当)。合計設備運転時間は23.8日

③再生処理能力：600kg/h×8h/d×25d/m×12=120,000kg/m×12→1,440トン/年

④破碎機の年間保守日数：〇〇日、脱水・乾燥機の年間保守日数：〇〇日、……

書類作成における注意

①処理機械毎に時間あたりの処理量(kg/h)、一日の稼働時間(h/d)、年間処理日数(d/y)を記載して、選別量や各製品の製造量(トン)を記載してください。

②選別工程と破碎、洗浄、比重分離、脱水、乾燥、ペレット化等の工程で1日の稼働時間が異なる場合はそれぞれの稼働時間を明記してください。またそれぞれの切替に要する時間と合計運転時間を明記してください

③再生処理能力について時間当たりの処理量、1日の稼働時間、年間の稼働日数を記載してください。

$$\text{再生処理能力} : (\quad) \text{ kg/h} \times (\quad) \text{ h/d} \times (\quad) \text{ d/y} = (\quad) \text{ kg/年}$$

④選別工程でピックアップしない物質(例 PE・PP混合品)は上図のように明確に分かる位置にずらして下さい。

ロ) 手選別ラインに関する諸データ

- 手選別ラインの設備、要員等に関し、次表を参考に、手選別ラインのコンベア仕様（長さ×幅、本数）、常用速度、時間あたりの投入量、手選別ライン従事要員数、人員配置と担当する選別対象物、選別人員あたりのピックアップ量等を記載してください。

（手選別をA、Bラインで平行して作業し、Cのラインで合わせて、手選別を行う場合の例）

1. ライン構成の説明						
1) ベールをAコンベアに流してPP, PEを選別ピックアップする。						
2) 同様にベールをBコンベアに流してPP, PEを選別ピックアップする。						
3) A, Bの選別の残りをCコンベアに流してPS発泡、PETを選別ピックアップする。						
4) Cコンベア上に残った物は末端に流し、下流の梱包機で梱包して選別残渣として廃棄する。						
2. コンベヤ仕様		長さ m	幅 m	本数	常用速度 m/分	配置人数 人
	A					
	B					
	C					
3. 人員要素		作業項目			人数 名	作業時間 時間/日
	A	ベール投入				
		未破袋品の破袋				
		金属等不適合物の除去				
		PE・PP袋のピックアップ				
		PE・PPボトル類のピックアップ				
	B	ベール投入				
		未破袋品の破袋				
		金属等不適合物の除去				
		PE・PP袋のピックアップ				
		PE・PPボトル類のピックアップ				
C	PSのピックアップ					
	PET類のピックアップ					

2) ガス化の場合

- 低位発熱量：市町村から引き取るベールの発熱量は25.5MJ/kgを基準として算出してください。
- 別紙Aの書式に従って物質収支を記載してください。
- ガス化温度を1200℃に換算する場合は、換算する方法について、関連するパラメータの関係を数式又はグラフ等により説明してください。

（他材料を容器包装材と同時に混合して使用する場合）

- 別紙Bの書式に従って、他材料の区別（一廃、産廃の区別）、他材料を構成する主なプラスチック、選別不適物の割合、低位発熱量、製品化収率、年間使用量（予定量）等を記載してください。

別紙 A

物質収支表(ガス化)

	単位	原料			外部燃料等			合計
		容リプラ	他材料	小計	燃料	スチーム	小計	
投入量	kg/日	A1	B1	C1=A1+B1	D1	E1	F1=D1+E1	G1=C1+F1
投入物単位量あたりの発熱量	MJ/kg	A2	B2		D2	E2		
投入発熱量	GJ/日	A3=A1×A2/1,000	B3=B1×B2/1,000	C3=A3+B3	D3=D1×D2/1,000	E3=E1×E2/1,000	F3=D3+E3	G3=C3+F3
投入発熱量比率	%	A4=A3/G3×100	B4=B3/G3×100	C4=A4+B4	D4=D3/G3×100	E4=E3/G3×100	F4=D4+E4	G4=100
減容固化物生産量	トン/日	A5	B5	C5=A5+B5				
減容固化物収率	%	A6=(A5/A1)×100	B6=(B5/B1)×100	C6=(C5/C1)×100				
副原料投入量								
副原料1(酸素等)	トン/日		B7					
副原料2(窒素等)	トン/日		B8					
副原料3(空気等)	トン/日		B9					
ガス化温度	℃		運転温度 P7			1,200℃補正 R8		
製品ガス生産量(乾ガス基準)	Nm ³ /日		P8			R9		
製品ガス組成(乾ガス基準)								
H ₂	Vol.%		P9			R10		
CO	Vol.%		P10			R11		
CO ₂	Vol.%		P11			R12		
N ₂	Vol.%		P12			R13		
他	Vol.%		P13			R14		
合計	Vol.%		100			100		
製品ガス単位量当りの発熱量	MJ/Nm ³		P14			R15=R9×R14		
製品ガス発熱量	GJ/日		P15=P9×P14/1,000			R16=R15-F3		
製品ガス発熱量(外部燃料補正)	GJ/日		P16=P15-F3			R17=R16×(A3/C3)		
容リプラ分製品ガス発熱量	GJ/日		P17=P16×(A3/C3)			R18=(R17/A3)×100		
再商品化率	%		P18=(P17/A3)×100					

記入について

様式2に記載した容器包装引取量、年間稼働日数、年間の容器包装の引取量に基づき、1日当りの物質収支を記載する。

A1~R18に数値、計算結果を記入する。 P8~P18はガス化炉の運転温度における数値、計算結果。

R9~R18についてはガス化炉温度を1200℃における値に補正する必要がある場合(補正しない場合は空欄とする)

別紙B

他材料の種類、性状、使用量等

他材料の 区別 (*1)	廃棄物の種 類・受入時 の荷姿 (*2)	廃棄物を構成 する主なプラ スチック	選 別 不 適 物・水分の 割合 (重量%)	発熱量 (MJ/kg) (*3)	使用量(予 定量) (トン/年)	該当廃棄物 による製品 製造量 (予定量) (トン/年)	性状分 析の頻 度 (*4)	製品製 造予定 量の 根拠

記入について

* 1 : 一般廃棄物の場合は「一廃」、産業廃棄物の場合は「産廃」と記す。

* 2 : 廃棄物の種類：市町村で分別収集された廃プラスチック、〇〇事業系廃プラスチック、廃家電、自動車シュレッダーダスト等と記載する。

* 3 : ガス化の場合、低位発熱量を記載する。

* 4 : 選別不適物、発熱量等の分析頻度

* 5 : 当該施設において他材料単独で操業した実績値、試験装置における実績値、選別不適物

を除去した廃プラスチックについては容器包装と同等とみなす等の根拠について記載する。

5. 操業体制

(1) 操業時間

稼働時間及び諸元を記載してください。処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください。

- ① 1日稼働時間（1日に稼働を予定する時間、休憩等含まず）
- ② 運転標準時間表（スタート、運転、停止、休憩、食事を含む）を添付すること。
- ③ 予定停止日数（日曜、祝日、正月、設備改造等の事業者が予め決めた運転停止日）

(2) 操業に係わる要員数

- ① 管理責任者、作業員等の人数
- ② 交代制で作業する場合は、一直あたりの作業者
記入例) 管理責任者他 2名、作業責任者他 5名/直
- ③ 1日の操業時間が8時間以上で作業者が交替する場合は、時間当たりの作業者数
記入例) 3名×3直。また、処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください

(3) 組織図

- ・ 会社全体の組織図の他に、再生処理事業に直接かかわる組織を記載してください。
- ・ 責任者から作業者の所属する部門までを含んでください。
- ・ 工場組織の役割を明確にすること。また次の業務は管理者ごとに役割を明示すること。
 ボール受入、製造管理（日報、月報、年報含む）
 品質検査、廃棄物搬出、排水管理、環境管理の責任者、統括安全衛生管理者
 「例」管理体制（組織図に従って記入すること）
 工場長：工場統括、統括安全衛生管理者
 業務課長：生産管理、ボール受入、製品出荷、廃棄物搬出
 製造課長：製造管理、品質検査、排水管理、環境管理

(4) 大規模施設

大規模施設（申請処理能力が10,000トン/年以上）の場合は次の資料を提出してください。

- ① 社内管理体制（組織、安全管理を含む）
- ② 工場内の物流計画（設備と製品等置場間の物流通路、運行回数、手段、担当者数）
- ③ ボールの搬入、製品の搬出計画、及びトラック等の運行計画

6. 設備・機器配置図

- (1) 原則A3版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能（提出図面で確認してください）な限りA3サイズに縮小してください。；以下全ての図面に対し遵守してください。「書類の寸法と綴じ方等について」も参照してください。）
- (2) 設備・機器の配置及び設備・機器の相互位置関係を示す寸法、縮尺が表示された平面図（必要に応じ立面図も）提出してください。主要設備・機器の機器番号と名称（7. 主要設備・機器のリストと同じ）を記入してください。機器間をつなぐコンベア等についても寸法と名称を記載してください。

7. 主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面

(1) リスト

- ① 機器番号 (設備・機器配置図と同一番号)
- ② 設備・機器名称
- ③ 機能・目的
- ④ 仕様 (処理能力*を含む)、型式、メーカー
- ⑤ 合計処理能力
- ⑥ 適用法令 (該当する場合)

(注) 再生処理設備を設置・運転するあたり申請・届出している設備についてその法令を記載してください。

- ⑦ ガイドライン必須設備 (該当には○)

以上を表にしてください。

* 仕様の処理能力は機器の最大処理能力であり、使用する処理量ではありません。

主要設備・機器リスト

機器番号	設備・機器名称	機能・目的	基数	仕様(処理能力を含む)、型式、メーカー	合計処理能力	適用法令	ガイドライン必須設備(該当には○)

記載する主要設備・機器は以下を参考にしてください。

イ) 材料リサイクル、固形燃料等の場合

- ・ 選別設備 (コンベア等)、破碎機 (粉碎機)、比重選別機、洗浄機、脱水機、乾燥機、減容固化機、造粒機、ペレット化設備、成形機、廃水処理設備、熱溶融発生ガス処理設備など主要なもの

注) 取り扱い物質により処理能力が異なりますので取り扱い物質ごとに記載してください。

例 固形プラの処理能力とフィルムの処理能力が異なるときはそれぞれを記載してください。

ロ) 高炉還元剤、コークス炉化学原料化、油化、ガス化の場合

- ・ 選別設備 (コンベア等)、破碎機 (粉碎機)、比重選別機、減容固化機、熱分解槽、加熱炉、ガス化炉、蒸留設備、ガス洗浄設備、油貯槽、廃水処理設備、分解ガス処理設備、熱溶融発生ガス処理設備など主要なもの

ハ) そのほかイ) ロ) にかかわらず、下記に該当するものはリストに記載のみしてください。(仕様書、図面は不要)

- ・ ボイラー等の加熱炉、燃焼器等排ガスを排出する設備、機器
- ・ 空気圧縮機、ブロワー、その他騒音規制法、振動規制法及び条例等により特定施設に該当する機器
- ・ 施設的环境対策（粉塵対策、悪臭対策等）にかかわる機器
- ・ 高圧ガス保安法が適用される設備・機器
- ・ 再生処理施設の受電設備（最大電力、一次側電圧、二次側電圧等）

二) 設備・機器の仕様については以下の項目を参考に記載してください。

- ・ 機械設備については、型式、処理能力、電動機動力（kW）等。
- ・ 反応器については、投入物質の処理量、温度、圧力等の設計条件等。
- ・ 製品貯槽類等については、貯蔵量、温度、圧力等の設計条件等。

(2) 主要設備・機器の図面

- ・ 原則A4版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能（提出図面で確認してください）な限りA3あるいはA4サイズに縮小してください。
- ・ 材料リサイクルと固形燃料等については選別設備（コンベア等）、破砕機（粉碎機）、比重選別機、洗浄機、脱水機、乾燥機、減容固化機、造粒機、ペレット化設備、成形機について提出してください。機器間をつなぐコンベア等の図面は不要です。他手法についてはこれに準じてください。
- ・ 図の右下に機器番号と設備・機器名称（それぞれリストと同一）を綴じた状態で見える位置に記載してください。図面は設備の組立図を提出してください。組立図だけでは不明の場合は、必要な図面を添付してください。

8. 原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理

(1) 原料保管場所

- ・ 面積・寸法、ベールの積み段数（高さ）、保管容積、保管重量、一ヶ月に引き取るベールの合計量に対する在庫量の割合（在庫日数）とその根拠（予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など）、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。

(2) 仕掛品保管場所

- ・ 面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する仕掛品合計量に対する在庫量の割合（在庫日数）とその根拠（予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など）、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。仕掛品をタンク等の貯蔵容器に保管する場合はその仕様・図面等については主要設備・機器のリスト、仕様書及び図面の項に含めてください。

(3) 製品保管場所等

- ・ 材料リサイクル、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、固形燃料等の場合：設置場所が屋内か屋外、テントの区別、保管の方法、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合（在庫日数）を記載してください。
- ・ 油化の場合：油貯槽のサイズ、最大貯蔵容量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合（在庫日数）、防油堤の寸法及び容積を記載してください。
- ・ ガス化の場合：貯槽があれば、そのサイズ、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合（在庫日数）を記載してください。

- ・ 材料リサイクルの再商品化製品は、製品包装により、容器製品、製造年月日、再生処理事業者名、工場名が識別できるようにしてください。
具体例：YR090511-12ABC-X
YR：容器材、090511-12：生産年月日-ロット番号、ABC：再生処理事業者名、X：工場名
- ・ 識別は、包装（フレコン、紙袋等）への直接記入または識別札等の添付で行ってください。

(4) 廃棄物の保管場所

- ・ 屋内か屋外かの区別、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する量に対する在庫量の割合（在庫日数）、廃棄物の種類毎の保管方法を記載してください。屋外の場合は雨水・飛散防止対策を記載してください。
- ・ 残渣をベール形状として、工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベール（原料）と明確に区分できる措置を記載ください。

(5) 保管場所の配置図

- ・ 配置図を兼用する場合はどの図面に記載しているかを明記してください。
- ・ 原料、仕掛品、製品等の保管場所が設備の近くにある場合は、それぞれの保管場所を機器配置図または施設配置図に記載してください。
- ・ 施設設置場所の外にある場合は、施設配置図または施設周辺図に記載してください。

9. 計量設備と計量管理

- (1) 生産管理月報・日報の作成もとなる日々の原料投入量、選別等の仕掛品の発生量、製品製造量、廃棄物の発生量を計量するのに各々対象別にすべての計量器の名称・仕様を記載してください。
- (2) 仕掛品の発生量を、計量器を使用しないで計算で算出する場合や平均値や推定値等を用いるときは算定方式を数式等により記載してください。
- (3) 計量器の仕様については以下の事項を含めて記載してください。
 - ・ 計量器の型式、メーカー、測定レンジ、計測精度等の仕様

10. 廃水処理工程

廃水処理工程について以下の項目について記載してください。

- (1) 該当施設が規制される基準値を記載してください。その裏付けとなる施設設置、地域の排水水質基準（SS、BOD、COD等）、条例、協定書等のコピーを添付し、該当基準値が明確に分かるように、以下にもとづきその資料に表示してください。
 - 1) 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合
 - ・ 水質汚濁防止法、条例等の規定により特定施設に該当する場合は、特定施設設置届出書及び受理書。
 - 2) 再生処理施設の処理能力が5トン/日未満の施設の場合
 - イ) 産業廃棄物処理施設である場合

水質汚濁防止法、条例等の規定により特定施設に該当する場合は、特定施設設置届出書及び受理書。
 - ロ) 産業廃棄物処理施設ではない施設であって、特定施設に該当する場合

特定施設設置届出書（第1面及び別紙1～6）及び受理書。

ハ) 上記イ)、ロ) のいずれにも該当しない場合

特定施設の種類、規模、排水の排出基準等が規定されている条例のコピーを添付し、特定施設に該当しない理由を記載した書類。

- (2) 再生処理施設に受け入れる用水・蒸気の種類、受入量と廃水処理設備計画の基準となる処理原水、処理水（廃水処理後の水）、排水（放流水）の一日あたりの水量及び水質、放流先を排水の種類毎に記載してください。
- (3) 排水の種類：食品等汚染排水、含油排水、酸性排水、アルカリ性排水、その他
- (4) 処理方法：ろ過、沈降分離、活性汚泥、中和等
- (5) 放流先：公共下水道、河川、その他（ ）に種類記入
- (6) 排水放流場所と放流量：工場敷地境界を記載し、合わせて施設配置図にも記載し、放流量の測定手段を記載してください。排水量の測定が出来ない場合、参考として補給水（井水、工水、上水等）の使用量を記載する。水を使用しながら、工場排水がない場合、その理由を記載。
- (7) 再生処理設備と廃水処理設備を含む水処理の系統図（ブロックフロー図）を提出し、処理工程についての説明文を記載してください。特にBOD・CODの基準を達成するための処理機器、SSの基準を達成するための処理機器をそれぞれ分けて、処理方式、機器の概要、能力等を設備概要図面とともに提出してください。
(処理方式の例)
SS除去：凝集沈澱分離処理、加圧浮上分離処理 等
BOD、COD成分除去：活性汚泥処理 浸水濾床式接触酸化処理、散水濾床式生物酸化処理、回転円板式接触酸化処理 汚泥消化・脱窒処理 等
- (8) 排水の水質（SS、BOD、COD）の測定値は最新のものを添付してください。新規登録申請事業者にあつて当該再生処理施設の稼働実績が無い事業者は、測定実績が無いことを記載した書類を提出してください
- (9) 公害防止協定等を締結している場合は協定書のコピーを提出してください。

11. 排ガス処理工程

- (1) 施設内外で排出されるガスまたは悪臭が法律、条例等で規制の対象となる施設は地域の排ガスの排出基準（塩化水素等）、悪臭の規制基準を提出してください。またその根拠となる条例等のコピーを添付してください。地域別に分かれる場合は施設のある地域で適用される基準値が判るように表等で記載してください。なお、以下の書類を提出してください。
 - 1) 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合
 - ・ 大気汚染防止法に規定される、ばい煙発生施設に該当する施設が設置されている場合は、ばい煙発生施設設置届出書（様式1、別紙1～3）及び受理書のコピー。
 - ・ 条例によりばい煙を発生する特定施設に該当する場合は特定施設設置届（別紙を含む）。
 - 2) 再生処理施設の処理能力が5トン/日未満の施設の場合
 - イ) 産業廃棄物処理施設である場合
 - ・ 条例等によりばい煙を発生する特定施設に該当する場合は特定施設設置届（別紙を含む）
 - ロ) 産業廃棄物処理施設ではない施設であつて、ばい煙を発生する特定施設に該当する場合
 - ・ 特定施設設置届出書（別紙を含む）及び受理書。

ハ) 上記イ)、ロ) の何れにも該当しない場合

- ・ 特定施設に該当する、ばい煙発生施設の種類、規模、ばい煙の排出基準等が規定されている条例のコピーを添付し、ばい煙発生施設、特定施設に該当しない理由を記載した書類。
- ・ ばい煙を発生する機器名称、当該機器から排出される排ガス量、排ガス濃度（大気汚染防止法で規定されているばい煙の濃度、以下同じ）、排ガス処理した後の排ガス量、排ガス濃度等について通常値と最大値及び測定頻度を記載してください。
- ・ 再生処理工程図に排ガス処理の工程が記載されていない場合は排ガス処理工程図を添付してください。

3) 公害防止協定等を締結している場合は協定書。但し、廃水処理工程において提出されている場合は省略できますが、その旨を記載してください。

4) 排ガスの測定結果（最新のもの）

新規登録申請事業者にあつて当該再生処理施設の稼働実績が無い事業者は、測定実績が無い理由を記載した書類を提出してください。

- (2) 排ガス処理設備の排ガス処理、悪臭防止処理の工程図を提出してください。規制値を維持するための処理設備の処理原理、機器の概要、能力等を概要図面とともに提出してください。
- (3) 排ガス処理設備は工場内の臭気、ガス排気（押出機ベント口部分等）用の排気ファン、真空ベント処理装置を含みます。

12. 施設の配置図

工場敷地内における当該施設、廃水処理設備、排水放流場所、原料の受入（計量）場所、原料・仕掛品・製品・廃棄物の保管場所、製品の出荷計量場所、運転制御室、管理事務所、トラック通路、フォークリフト通路等を示す図を提出してください。図面には主要寸法を記載してください。

13. 施設周辺図

- (1) 地図（可能な限り縮尺 1/1,500 相当及び 1/10,000 相当）に当該施設の所在地を明示し、施設の所在地が、工業用地、準工業用地、市街化調整区域、宅地、農地、山林等のいずれの区分に該当するかを記載してください。
- (2) 施設訪問にあたり、タクシー等の利便性を考慮した最寄りの公共交通機関（鉄道の駅名、駅からの交通手段、概略の時間など）について記載した案内地図（例えばタクシーの運転手に見せれば判るような内容）を提出してください。

14. 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト

- (1) 「再生処理施設ガイドラインのチェックリスト」の記入例を参考に、チェックした結果を記入して提出してください。
- (2) 既設の施設については、「どのように対策を実施しているか」を、計画中の施設については、「どのような対策を実施することを予定しているか」を記載してください。なお、記載事項に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。

(記入例) 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト (記入例 材料リサイクル)

工場名	
-----	--

※本リストは、施設ごとに提出してください

項目	対策の内容
1. 受入設備 ・計量装置	市町村より引き取る容器包装プラは、施設内のトラックスケールにて計量する
・保管区分	市町村より引き取る容器包装プラは、事業系プラ、産業プラと区分して保管する
・火災対策	消火器を配置する
・飛散、増湿防止対策	屋内に保管する 屋外保管分はテント掛けする
・衛生管理	悪臭が発生する場合は消臭剤を撒布する
2. 再生処理不適物対策	混入している金属等は手選別により除去し、PVC、PETは比重分離により除去する
3. 悪臭対策	発生する悪臭は、燃焼処理する
4. 排ガス処理	発生する排ガスは水に吸収・洗浄する
5. 廃水処理	廃水処理設備を設置し、BOD、COD、SSを規制基準内に処理する
6. 粉じん対策	サイクロン、集塵機を設置する
7. 騒音、振動対策	破碎機を防音壁内に設置する。(作業時は必ず耳栓をする)
8. 貯蔵設備	製品、仕掛品は屋内に保管する 製品、仕掛品の保管については指定可燃物貯蔵の届出を行う
9. 廃棄物対策	発生する選別残渣等は区別できるように「廃棄物」表示のシールを貼り、A社に焼却処理を委託する。
10. 適用法規 (消防法、廃棄物処理法等) 対応	消防法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法 悪臭防止、騒音防止法を遵守する
11. 必要資格 (危険物取扱者)	

15. 指定可燃物貯蔵届出書のコピー

指定可燃物貯蔵・取扱い届出書 (配置図等の添付書類を含む) のコピー (届出あるいは受理印の押印済み) を提出してください。

16. 危険物に係る許認可証、届出書のコピー

- (1) 危険物に係る許認可証、届出書等（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。
- (2) 施設の変更をした場合は、現状の施設に係る許認可証、届出書等を対象としますが、施設の変更の経緯を記載した施設変更経緯を添付してください。
 - 1) 消防法で規定される危険物を指定数量以上取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の施設の場合
危険物製造所設置許可証、危険物貯蔵所設置許可証、危険物取扱所設置許可書及び完成検査証
 - 2) 指定数量未満取り扱う場合
少量危険物貯蔵・取扱届出書
処理施設が上記規制に該当しない場合は、該当しない理由・所管窓口・連絡先を記載してください。

17. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー

- (1) 使用前検査済み証の交付が遅れる場合、所管の自治体に確認し、相談月日、自治体窓口、連絡先（担当者氏名、電話番号）、遅れる理由、取得予定月日、相談者氏名を記載してください。
- (2) 1日の処理量が5トン以上の施設にて、様式2の再生処理能力（投入量）について、一般廃棄物処理施設設置許可証の処理能力を超えて登録申請する場合、所管官庁の当該施設処理能力に係る見解書を添付してください。
- (3) 1日の処理量が5トン未満として申請する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可証が必要ないことについて、所管の自治体に確認し、確認相手の所属と氏名、日時、確認者氏名、その内容を報告してください。

18. 建築確認済証又は通知書のコピー

再生処理施設内に設置されている建築構造物の建築確認済証又は建築確認通知書（用途区分記載）のコピーを提出してください。自社所有だけでなく、賃借の場合も提出してください。

19. 土地、建物の登記簿謄本及び土地の公図のコピー

再生処理施設が設置されている土地の登記簿謄本および土地の公図のコピー、再生処理施設内にある建築構造物の登記簿謄本のコピーを提出してください。所有権のない場合は、上記に加えて賃貸契約書のコピーを提出してください。